

多重債務に陥らないために大切なこと!

多重債務に陥るのは特別な人ばかりではなく、急な病気や冠婚葬祭等による予定外の出費がきっかけとなるケースも珍しくありません。ローン・クレジット、金融トラブルに関する正しい知識など、金融リテラシーを身に付けていないと、誰にでも起こり得る危険があるのです。

そこで思わぬ事態にならないように日頃から気をつけておきたい点をまとめました。



特集 多重債務に陥らないために大切なこと!

- ▶ 電動キックボードの走行は気をつけて
- ▶ 小径のフライパン・片手鍋は取り扱いに注意
- ▶ 体験のつもりでエステに行ったら、高額コースを勧められた

目黒区消費生活センター

相談
専用**03-3711-1140**

平日 9:30～16:30 (受付は16:00まで)



めぐニャン

消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター

めぐニャン

多重債務に陥らないために大切なこと!

多重債務とは?

「多重債務」とは、返済能力の低下、あるいは返済能力以上の借入れにより返済が困難となり、その返済のために借入れを繰り返している状態のことをいいます。金銭問題を抱えると自己肯定感の低下、抑うつ感、現実逃避等の不安感情が起こって問題解決のための行動を起こしにくくなり、さらに事態が深刻化するという悪循環に陥る傾向があります。

つ感、現実逃避等の不安感情が起こって問題解決のための行動を起こしにくくなり、さらに事態が深刻化するという悪循環に陥る傾向があります。

多重債務に陥る主な原因として考えられること、そのキッカケとは?

①収入減やリストラによる生活苦

多重債務の最も多い原因は、低収入・収入の減少によるものです。また、生活費や教育費などを用意するために借入れをする、収入が増えないため更に借入れを重ねる、という悪循環に陥るケースも少なくありません。



②借金のために借金を繰り返す自転車操業

延滞すると督促が始まり、裁判になるケースもあります。督促に耐えられず、とりあえず借金をして返済をすることを考えるケースは少なくありません。そこで、【返済できない】→【キャッシングしたお金で返済する】→【返済できない】→【更に借金をする】という自転車操業状態に陥ってしまうのです。

③商品・サービス購入やギャンブル目的

欲しいものを手にするためやギャンブルをするための資金としてキャッシングをしてしまう人もいます。返

済のことを考えず、目先のことだけを考えてしまうことが多重債務につながってしまいます。



④名義貸し、保証人など第三者からの被害

第三者に名義貸しをする、保証人になってしまうなどのケースで借金が発生することも、多重債務の要因の1つです。名義貸しは違法行為であるだけでなく、犯罪に巻き込まれるおそれもあるので決して行ってはいけません。また、保証人になると、債務者の代わりに債務を負うリスクが生じます。保証人になる際は、慎重に検討することが必要です。

⑤ヤミ金融業者(ヤミ金)からの借金

ヤミ金から借金をすることも、危険な多重債務の原因と言われています。返済負担が大きくなるだけでなく、返済できなくなれば身内にばらすといった脅迫行為が始まる可能性もあるため、ヤミ金は決して利用してはいけません。

多重債務に陥り易いタイプとは?

- | | |
|---|---|
| ☐ 計画を立てるのが苦手だ | ☐ 将来を予測して動くことが出来ず、今しか見ていない |
| ☐ 欲しいものが我慢できない | ☐ お金があると使ってしまう |
| ☐ 見栄っ張りだ | ☐ 逃げ癖がある |
| ☐ 人とのコミュニケーションが苦手だ | ☐ 自制心が弱い |

1つでもあてはまる項目がある人は要注意です!



多重債務に陥ってしまった場合、どうすればよいのでしょうか?

①ローンを1つにまとめる

複数の借入れを一本化することで、返済日が1つになり借金の管理がしやすくなります。金利差の分だけ返済負担が軽くなる可能性もあります。ただし、膨らみすぎた借金を大きく減らせるわけではありません。

②債務整理をする(法的な解決方法)

・任意整理

裁判所等の公的機関を利用せず、弁護士や司法書士を介して債権者(消費者金融、クレジットカード会社、信販会社等)と話し合いを行い、今後の返済方法を決める手続きです。

・特定調停

簡易裁判所に申立てを行い、調停委員が借り手と貸し手の間に入り、斡旋して債権者と返済計画

画を決定する手続きです。

・個人再生手続き

裁判所に申立てを行い、返済すべき債務額を民事再生法の定める方法により減額し、3年間(特別な事情があれば5年以内)でその減額した債務を分割で返済すれば残りの債務額は免除される方法です。

・自己破産

裁判所に破産手続き開始及び免責許可の申立てをすることをいいます。免責されると、借金の返済義務がなくなります。

どの方法が適しているかは個々のケースによって違うため、弁護士などの専門家に相談し、自分に最も適した方法を選択することが大切です。

多重債務に陥らないために!

- ◆可処分所得(給与などの手取り額)を把握し、家計簿アプリなどを活用して収入の範囲内で生活する習慣を身に付けましょう。
- ◆収入が入った時点で先取り貯蓄(理想は手取りの2割)をし、失業などの不測の事態に備えましょう。
- ◆将来の収入の見通しを慎重に考え、確実な返済計画が立たないお金は借りないようにしましょう。
- ◆返済が困難になった場合は、一人で悩まずに早めに家族や友人、信頼できる専門機関に相談しましょう。返済のための借入れは絶対にやめましょう。
- ◆借入れの防止対策として、貸付自粛制度※を利用する方法もあります。

※貸付自粛制度: 自らに浪費の習癖があることなどが原因で本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることなどの理由から、自らを自粛対象者(金融機関に対して借入れを申し込んでも、これに応じないよう求める対象者)として申告することにより、申告された情報を信用情報機関に登録する制度。一般社団法人全国銀行協会および日本貸金業協会で手続きできます。



多重債務問題等の相談窓口

- | | |
|--|---|
| ・消費者ホットライン
☎ 188 (局番なし) | ・(公財) 日本クレジットカウンセリング協会
☎ 0570-031-640 (多重債務ほっとライン) |
| ・法テラス(日本司法支援センター)
☎ 0570-078-374 (サポートダイヤル) | ・日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
☎ 0570-051-051 |



消費生活センターからのお知らせ

◆電動キックボードの走行は気をつけて

車両や車輪がコンパクトで利便性が高い反面、凸凹や滑りやすい路面では不安定になる場合があります。走行時は車体が小さいため、他の車両から見落とされやすくなることもあります。操作や走行特性を十分に理解した上で使用しましょう。



◆小径のフライパン・片手鍋は取り扱いに注意

ガスコンロで重量の軽いものを使用すると調理油過熱防止装置が鍋底を押し上げて傾いたり、落下する可能性があります。取っ手や五徳のツメの向き、本体の位置等に注意して、取っ手を持ちながら使用しましょう。



はい 消費生活相談です 体験のつもりでエステに行ったら、 高額コースを勧められた

Q

昨日、広告を見て1万円のお試し脱毛を受けた。施術後、初めての方限定の6ヵ月15回20万円プランを勧められた。お試しだけのつもりだったが「限定は今日だけ」と言われて断り切れずエステの契約をしてしまった。解約したい。

A

サービス期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるエステサービスの契約は「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当します。エステ契約の場合は、お店に行って契約した時でも、契約書面を受け取った日から数えて8日間はクーリング・オフができます。

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。書面が交付されないときや書面に不備や虚偽の記載があるときは期間が過ぎてもクーリング・オフできます。



めくニャンからの アドバイス

電子メールによる通知でもクーリング・オフが可能になりました。

これまでクーリング・オフをする際は書面で契約解除を通知する必要がありましたが、令和4年6月1日からは、**書面による通知に加えて、電磁的記録(電子メール・ファックス・事業者が自社のウェブサイト に設ける専用フォームなど)による通知が可能になりました。**

- 契約書面にクーリング・オフを書面で通知するよう記載があっても、電磁的方法で通知ができます。通知の送付先は事前に事業者を確認してください。
- クーリング・オフを通知するときは、契約の特定に必要な情報(契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額など)や通知を発した日を記載しましょう。解除する理由を書く必要はありません。
- クーリング・オフを行った証拠を残すために、**電子メールであれば送信メールを保存し、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば画面のスクリーンショットを残しましょう。**
- 事業者からクーリング・オフの通知を受け付けた旨のメールを確認し保存しておきましょう。
- クレジット契約をした場合はクレジット会社にも同時に通知します。

シグナル117号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行

目黒区消費生活センター

(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内

TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索

メールマガジン
を配信しています。

